



# 総合共済業務の一時停止と給付について

新型コロナウイルスの感染拡大防止を強化するため  
本部は総合共済の業務が一時停止となります。

☆2020年5月6日まで  
総合共済業務を一時停止します。

☆現在送付済みの共済給付申請は、  
6月以降の給付となります。

☆共済給付申請書の送付は可能ですが、  
給付は6月以降です。

☆千葉地本事務所は閉鎖しません。  
ご不明な点は地本へお問い合わせ  
ください。